

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

| | 所管課名 | 水大気環境課 | 整理番号 | 5-2 |
|---------------------------|--|--------|------|-----|
| 処分の種類 | 特定施設の改善命令又は一時停止命令 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | ダイオキシン類対策特別措置法第22条第1項 | | | |
| 処分の概要 | 特定施設の排出ガス又は排出水が、継続してダイオキシン類の排出基準に適合しないと認める場合に、施設の改善命令又は使用の一時停止を命ずることができる。 | | | |
| 処分基準 (未設定の場合 はその理由) | <p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] ダイオキシン類対策特別措置法第22条第1項 都道府県知事は、排出者が、その設置している大気基準適用施設の排出口又は水質基準適用事業場の排水口において排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |